

環境省令第三十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

環境大臣 望月 義夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

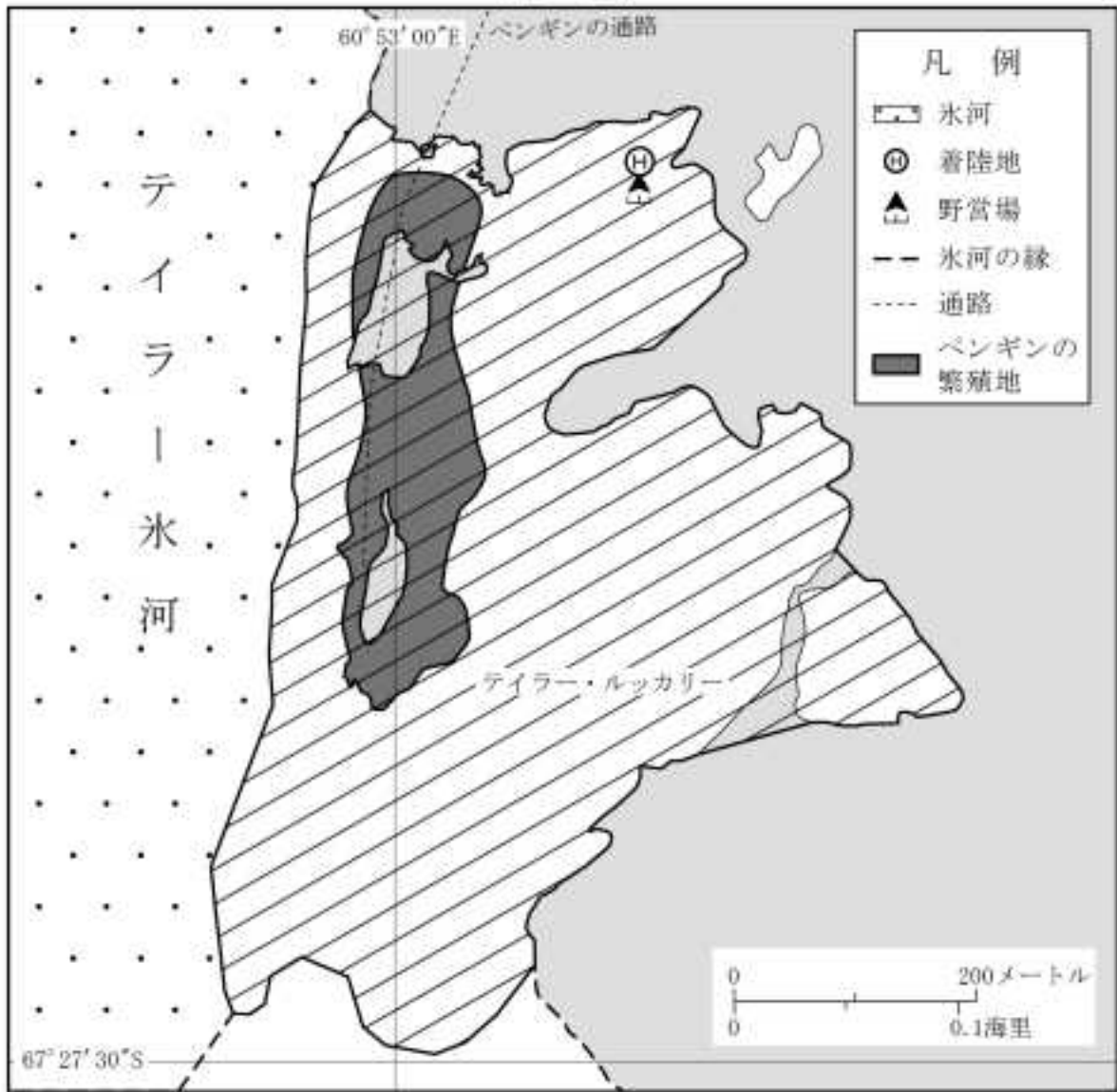
別記第一南極特別保護地区を次のように改める。

第一南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー

この地区は、南緯67度27分4秒東経60度52分58秒の地点を起点とし、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分29秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分31秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分21秒東経60度53分27秒の地点を結ぶモーソン海岸の東にある島の東海岸線、同地点と南緯67度27分22秒東経60度53分19秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度53分7秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分30秒東経60度53分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分54秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度52分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分48秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分47秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分24秒東経60度52分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分20秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分19秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分18秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分5秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ氷崖の東端の線、及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

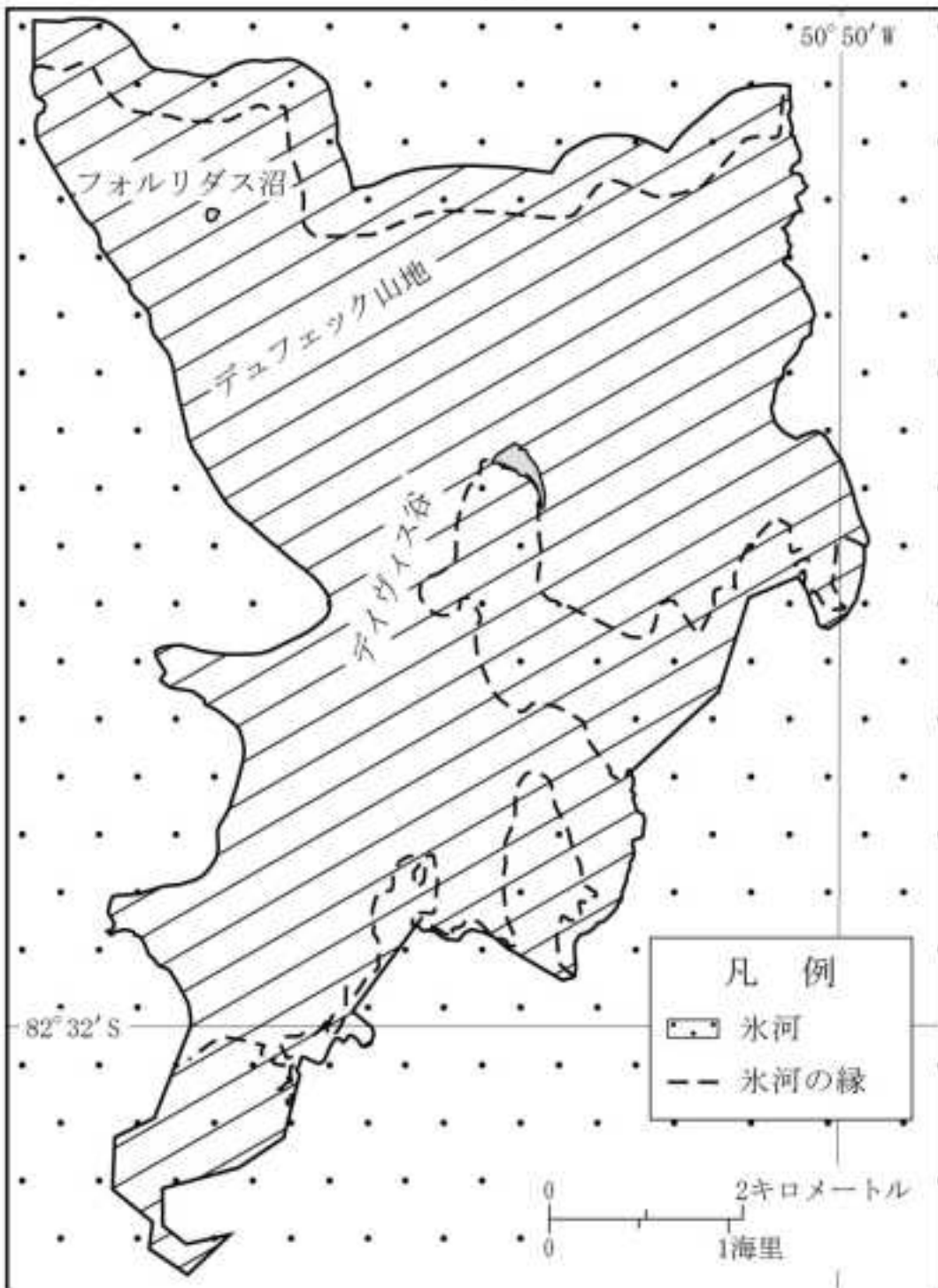
(地図)



底記第十九南極特別保護地区「南緯82度29分43秒西経50度50分」^ウ「南緯82度29分30秒西経50度51分58秒」^{ウ'}「北から74度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度29分33秒西経50度54分41秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度29分48秒西経50度56分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分50秒西経50度58分16秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分45秒西経51度1分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から108度の方角に引いた直線を南西に進み、」^{ウ''}「北から115度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯82度29分37秒西経50度54分の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯82度30分9秒西経50度55分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から131度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分34秒西経50度58分58秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分44秒西経51度1分53秒の地点に至り、同地点から西方、北から59度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度31分34秒西経51度4分5秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度31分27秒西経51度8分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から139度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度31分50秒西経51度10分54秒の地点に至り、同地点

から氷河の縁を南進し、「」に改め、地図を次のように改める。

(地 図)



別記第四十南極特別保護地区中「テシホン湾」を「テシフオン湾」に改める。

別記第五十七南極特別保護地区中「南緯77度33分12秒東経166度9分56秒」を「南緯77度33分11秒東経166度9分59秒」に改め、「起点とし」を「同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北北東に進み、ボニー湖の北東にある湖の東にある地点（南緯77度33分11秒東経166度9分59秒）に至る」を加え、「南緯77度33分8秒」を「南緯77度33分7秒」に、「東経166度10分33秒」を「東経166度10分32秒」に、「南緯77度33分16秒」を「南緯77度33分15秒」に、「南緯77度33分13秒」を「南緯77度33分12秒」に改め、地図を次のように改める。

(地図)



別表第四の四十六の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第四に次のように加える。

九十一	サウス・シエトランド諸島のリビングストーン島に建てられたブルガリアのセントクリメント・オーリドスキー基地のレイム・ドッグ小屋	南緯六十二度三十八分二十九秒 西経六十度二十一分五十三秒
九十二	千九百五十九年から二千十年まで南極地域で使用された雪上重トラクター「ハリコフチャンカ」	南緯六十九度二十二分四十一秒 東経七十六度二十二分五十九秒

別表第六中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六第一南極特別保護地区の項第三号中「南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒」を「南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒」に改め、同項第六号中「科学的調査」の下に「又は管理活動」を加え、同項第七号中「南緯六十七度二十七分四十九秒東経六十度五十三分九秒」を「南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒」に改める。

別表第六第二南極特別保護地区の項第十三号中「科学的調査」の下に「又は管理活動」を加え、「

当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第四南極特別保護地区の項第三号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第五南極特別保護地区の項第四号中「原則として、」を削り、「当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、」を削り、「場合においても」を「場合を除き」に改め、「南にある区域」の下に「（以下「飛行制限区域」という。）」を加え、同号に後段として次のように加える。

なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、飛行制限区域の地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。

別表第六第六南極特別保護地区の項第三号中「南緯七十二度十九分十四秒」を「南緯七十二度十九

分十三秒」に改め、同項第四号中「直上空域」の下に「であつて、高度六百メートル以下の空域」を加える。

別表第六第十九南極特別保護地区の項第八号ただし書を削る。

別表第六第四十八南極特別保護地区の項第三号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去」に、「なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去」を「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第五十五南極特別保護地区の項第五号中「十三人」を「九人」に改め、同項第六号中「十人」を「八人」に改める。

別表第六第六十四南極特別保護地区の項第八号中「必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない」を「必要な」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年九月八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。